

# 串間市学校跡地 利用者募集要項

貸付対象施設	申込締切日（17時15分必着）
1 北方中学校跡地	令和一年 月 日まで（募集中）
2 本城中学校跡地	令和2年 8月31日まで（募集中）
3 市木中学校跡地	令和一年 月 日まで（募集中）
4 大納小学校跡地	令和一年 月 日まで（募集中）

（注意）先着順になることを避けるため、募集参加申請の期限を定めておりません。  
各学校ごとに募集参加申請書（様式1）が提出された時点から30日経過後  
に募集を締め切ることとします。申込締切日は、その都度、募集要項のこの  
ページに表示いたします。

令和2年 7月 1日

串間市教育委員会 学校政策課

## 串間市学校跡地利用者募集要項

### 1 目的

串間市（以下「本市」とする。）では、平成29年4月に廃校となった中学校跡地をはじめとする学校跡地の校舎及びグラウンド等（以下「学校跡地」とする。）を有効に活用し、地域の振興発展に寄与する事業者等を幅広く募集します。

学校跡地の活用を希望する事業者等から、事業内容を提案していただき、学校跡地利用者（以下「利用者」とする。）を決定しようとするものです。

### 2 事業提案の諸条件

#### (1) 応募資格

応募者の資格は、次の全ての要件を満たすものとし、（法人、任意団体、個人を問いません。）

- ① 会社更生法及び民事再生法による更正及び再生手続中でないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札への参加に適さない資格要件に該当しないこと。
- ③ 国税及び地方税等、串間市の公共料金等について滞納がないこと。（法人及びその役員、法人でない団体は構成員全員）
- ④ 串間市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1項第3号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。

※ なお、応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合は、その時点で、失格とします。

#### (2) 共同企業体による応募

複数の事業者が共同で応募する場合は、次の全ての要件を満たさなければならないものとします。

- ① 共同企業体の名称、代表者が定められ、資格認定申請書及び各団体の責任等が明確に記載された共同企業体協定書（写）の提出があること。
- ② 関係する事業者がそれぞれ果たす役割を書面により明確にできること。
- ③ 同一の募集対象地に対する募集において、単独で応募した事業者等が他の共同企業体応募の構成員となっていないこと及び共同企業体応募の構成員が他の共同企業体応募の構成員となっていないこと。
- ④ 共同企業体の全ての構成員が、(1)に掲げる応募資格を満たしていること。

#### (3) 貸付対象施設

次に掲げる貸付対象施設において、事業を運営する者を募集し、貸付を行います。

- ① 北方中学校跡地（校舎及びグラウンド等）
  - ・施設の概要 特記事項等、配置図及び平面図（別添①）
- ② 本城中学校跡地（校舎及びグラウンド等） 令和2年 8月31日まで

- ・施設の概要 特記事項等、配置図及び平面図（別添②）
- ③ 市木中学校跡地（校舎及びグラウンド等）
  - ・施設の概要 特記事項等、配置図及び平面図（別添③）
- ④ 大納小学校跡地（校舎等）
  - ・施設の概要 特記事項等、配置図及び平面図（別添④）

●募集の締め切りについて

先着順になることを避けるため、募集参加申請の期限を定めておりません。

各学校ごとに募集参加申請書(様式1)が提出された時点から 30 日経過後に募集を締め切る  
こととします。

(4) 提案内容

学校跡地は、地域における教育文化の中心としての役割を担ってきた施設であることから、地域の活性化と振興発展に貢献できる事業であり、地域の要望に即した活用であること。

(5) 事業期間

提案事業は、5年以上実施することを原則とし、これに反した場合には、契約を解除し、原状回復をしていただく場合があります。

(6) 適正な管理

利用者は、地域の環境に配慮するとともに、貸付対象施設の適正な維持管理に努めてください。

(7) 法令等の遵守

計画された事業の遂行及び施設の改修については、該当する関係法令（建築基準法、消防法等）や条例、本市の指導を遵守してください。なお、法的手続きに要する費用は利用者負担となります。

(8) 地域への配慮

施設整備、事業運営等にあたっては、地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響、自治会活動に配慮してください。

(9) 災害時等への協力

災害時等において、体育館等が避難所として開設された場合、駐車スペースとして使用することについて、可能な限り配慮してください。

(10) 制限する事業

次のいずれかに該当する事業については、提案を行うことができません。

- ① 特定の政治活動又は宗教活動に供する事業

- ② 公序良俗に反する事業
- ③ 学校跡地の周辺住民にかかる公共の福祉を著しく害すると認められる事業
- ④ その他、市長が制限することが必要であると認める事業

#### (11) 実地調査

貸付期間中は、利用者の義務履行状況等を確認するために、使用状況の調査や事業報告を求めることがあります。

### 3 貸付に関する事項

#### (1) 貸付方法

建物は無償貸付、土地（グラウンド及び建物に係る土地）は有償貸付を原則とします。

なお、土地の価格については、各学校跡地の概要、特記事項等に記載しております。

※ 学校跡地毎の貸付対象施設については、一括貸付を原則としますが、提案内容によっては、一部貸付を認めます。なお、一部貸付の場合は、全施設の維持管理をお願いする場合があります。

#### (2) 貸付に関する提案内容

地域活性化に資するものと認められる事業であること。（次のいずれかに該当すれば可。）

- ① 学校跡地周辺地域又は本市の産業振興に資する事業
- ② 学校跡地周辺地域又は本市の雇用促進に資する事業
- ③ 学校跡地周辺地域又は本市の福祉の向上に資する事業
- ④ その他住民サービスの向上に資する事業

#### (3) 貸付期間

貸付期間は、契約日より5年以上とし、期間終了後には更新できるものとします。

※ただし、貸付期間には、施設整備、所要の改修期間等を含むものとします。

#### (4) 事業者の費用負担

- ① 契約に要する費用は、利用者の負担となります。
- ② 募集対象地の維持管理に要する費用は、利用者の負担となります。
- ③ 利用にあたって必要な貸付対象施設の改修に係る費用は、全て利用者の負担となります。  
なお、施設改修については、事前に市長が認めなければなりません。
- ④ 利用期間中における破損等（天災によるものを含む。）に係る修繕費用は、利用者の負担となります。
- ⑤ 貸付期間を満了したとき及び施設等の使用を中止する場合は、速やかに現状に回復して返還していただきます。ただし、市長が認めた場合は、その限りではありません。
- ⑥ 利用者は事業実施にあたり、その責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければなりません。

- ⑦ 電気・ガス・水道等の供給開始に伴う契約等、諸手続きについては利用者で行ってください。また、その費用は利用者負担となります。

#### (5) 使用権利移転等の禁止

学校跡地利用の権利を第三者へ譲渡又は貸し出すことはできません。ただし、やむを得ない事由が発生し、事前に市長が認めた場合は、その限りではありません。

### 4 応募について

#### (1) 募集要項の公表

##### ① 公表場所

- ・ 串間市教育委員会学校政策課
- ・ 串間市公式サイト (<http://www.city.kushima.lg.jp/>)

※募集要項等の配布場所については、串間市教育委員会学校政策課とし、串間市公式サイト (<http://www.city.kushima.lg.jp/>) からダウンロード可能です。

#### (2) 募集参加申請

募集に参加する方は、次のとおり、書類を提出してください。

(パンフレット類を除き、A4版で統一してください。以下、同じ。)

##### 提出書類

- ・ 募集参加申請書 (様式1)
- ・ 申請者の概要書 (様式2)
- ・ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書 (様式3)
- ・ 誓約書 (様式4)

##### 【添付書類】

- ・ 定款、寄付行為、規約、会則等その他これらに類する書類の写し
- ・ 国税 (所得税及び消費税)、都道府県税 (事業税) 及び市町村税全ての完納証明書 (滞納がないことを証する書類で法人及びその役員、法人でない団体は構成員全員)
- ・ 法人または個人によって、それぞれ下記の添付書類が必要となります。
  - [法人] 履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)、前年度の決算書 (貸借対照表、損益計算書、附属明細書を含む。)
  - [個人] 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書 (商号登記簿謄本)、商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書、前年分の確定申告書 (附属明細書を含む。) の写し
- ・ 団体紹介パンフレット等

※ 任意団体は、法人の添付書類に準じてください。その他、資格認定申請書、業態カード、共同企業体協定書の写し等の書類を提出していただくことがあります。新規に

法人を設立する場合など、これまでに事業実績がなく、提出できない書類がある場合は、当該書類を省略できることとします。

- ① 提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とする。  
(FAX及び電子メール不可)
  - ② 提出先 串間市教育委員会 学校政策課  
〒888-8555 宮崎県串間市大字西方5550番地
- ※ 受付時間は、土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 参加資格審査結果通知 募集参加申請受付後に資格審査を行い、終了後通知します。

### (3) 現地説明会

現地説明会を随時開催します。参加希望者の方は、②の参加受付を行ってください。

- ① 日時及び場所  
募集する各学校跡地で、土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分の間で1時間程度を予定しています。  
具体的な日時につきましては、説明会申込み後に決定します。
- ② 参加受付方法  
参加希望者は、別紙「現地説明会参加申込書」を串間市教育委員会学校政策課へ持参又は郵送で提出してください。随時、受付を行います。  
(FAX可。電子メール不可。)

### (4) 質問の受付・回答

募集要項の内容等に関する質問事項につきましては、別紙「質問書」により、持参又は郵送で担当課まで提出してください。(FAX可。電子メール不可。)

募集参加申請の募集締め切り後、7日以内に提出してください。

なお、問い合わせのあった質問と回答は市公式サイトで公表します。

### (5) 応募書類

募集参加を申請された方は、次のとおり、書類を提出してください。

#### 【提出書類】

- ① 串間市学校跡地利用応募申請書(様式5)
- ② 事業提案書(様式6)
- ③ その他、審査項目について説明できる資料

### (6) 申請受付等

- ① 提出場所 串間市教育委員会 学校政策課  
〒888-8555 宮崎県串間市大字西方5550番地
- ② 提出部数 2部(うち1部はコピーで結構です。)

なお、プレゼンテーション時には別途、説明用資料として、10部をご準備下さい。

- ③ 提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法としてください。(FAX及び電子メール不可)

受付時間は、土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで

#### (7) 応募に関する留意事項

- ① 申請書類について、提出後の内容変更、修正は行うことができません。
- ② 申請書類に虚偽の記載があった場合、応募資格を偽った場合は失格とします。
- ③ 提出された書類は返却いたしません。また、提出書類は公開する場合があります。
- ④ 申請後に辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出してください。
- ⑤ 応募に係る経費は、全て応募者の負担とします。
- ⑥ 選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- ⑦ プレゼンテーションの開始時刻までに出席しない場合は失格とします。
- ⑧ 申請書類に使用する言語及び通貨、単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める計量単位としてください。

### 5 跡地利用候補者の審査・選定等

#### (1) 「学校跡地利用者選定委員会」の設置

跡地利用候補者(以下、「候補者」とする。)を選定するため、副市長、関係課長、民間有識者及び地域代表からなる学校跡地利用者選定委員会(以下「選定委員会」とする。)を設置します。

#### (2) 審査方法

##### ① 書類審査

選定委員会において、提出された書類の審査を行います。

##### ② プレゼンテーション及びヒアリングの日時

選定委員会において、応募者を対象にプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、応募書類の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの結果により審査を行い、候補者を選定します。なお、審査の結果、候補者の選定に至らない場合があります。

##### ・開催予定日及び場所

会場：市役所3階大会議室

開催日時等、詳細については、参加資格審査結果通知により各応募者にお知らせします。

## (2) 審査項目

審査項目	審査内容
地域性	○地域の活性化に資する内容か ○地域の産業振興に資する内容か ○地域の福祉の向上に資する内容か ○地域住民の理解が得られる内容か
地元雇用	○地元からの雇用予定があるか ○雇用形態はどうか
能力性	○利活用を実施する運営主体として事業実績は十分か ○事業を実施する十分な資金・能力があるか ○利活用策の事業実施体制は整っているか
事業の安定性	○事業内容の継続性、安定性が見込まれるか

## (4) 審査結果の通知及び公表

選定委員会における選定結果に基づき、候補者（及び次点者）を決定します。なお、候補者（及び次点者）の選定結果は、選定後速やかに各応募者に書面で通知するとともに市公式サイトにおいて公表します。

## 6 契約

### 契約の締結

候補者の決定後、本市と候補者は速やかに必要な準備を行い、貸付契約を締結するものとします。ただし、本件貸付が市議会の議決を要する場合には、先に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約となります。また、国及び県への報告若しくは承認が必要な場合も先に仮契約を締結し、承認等を得たのち、本契約となる場合があります。

本市と候補者において、契約締結までの協議が整わないときは、候補者の決定を取り消す場合があります。

利用者としての決定を受けられないこと及び候補者の決定取り消しにおいて生じる一切の損害や賠償等について、本市は責任を負いません。

## 7 その他

本募集要項に定めのない事項については、本市と候補者で協議の上、契約書において定めるものとします。



## 8 全体スケジュール

本募集要項に基づく具体的な手続きは、概ね次のスケジュールにより進めることとします。

- 本募集要項の公表 令和2年7月1日から
- 現地説明会 随時受付
- 募集参加申請書提出 申請書受付から30日後募集締め切り（学校別）
- 質問書受付 募集締め切り後、7日以内に提出
- 質問書回答 質問書受付後、7日以内に回答
- 応募申請書提出 質問回答後、3週間以内に提出
- 学校跡地利活用検討委員会 学校跡地利用者選定委員会の委員を決定
- 第1回学校跡地利用者選定委員会 資格審査等
- 参加資格審査結果通知 プレゼンテーション及びヒアリングの時間等、詳細についてお知らせします。
- 第2回学校跡地利用者選定委員会 プレゼンテーション・ヒアリング、利用候補者及び次点者決定
- 決定者の通知及び公表
- 協議等、(仮契約) 候補者決定後
- 本契約の締結 協議等終了後（市議会の議決等必要な場合はその後）  
市議会の議決、国及び県への報告・承認等を要す場合については本契約まで2～6か月程度かかることがあります。国及び県への報告・承認等において、事業計画書等、必要な書類を提出して頂くことがあります。

申間市企業立地促進条例等による支援措置があります。

条件や詳細な内容、申請手続き等につきましてはお問い合わせ下さい。

### 【お問合せ】

申間市教育委員会 学校政策課施設係

〒888-8555

宮崎県申間市大字西方5550番地

TEL 0987-72-1111（内線374）

FAX 0987-71-1015

E-mail gako@city.kushima.lg.jp

ホームページ (<http://www.city.kushima.lg.jp/>)

1 北方中学校



2 本城中学校



3 市木中学校



4 大納小学校

